

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成31年2月18日

つくば市長 五十嵐立青

専決処分第2号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成31年1月24日

つくば市長 五十嵐立青

和解について

給食施設管理上発生した事案に関し、次のとおり和解する。

1 事案発生の日時

平成28年1月19日

2 事案発生の場所

つくば市天王台二丁目2番地2

3 相手方

(1) 住所 つくば市花畑三丁目26番地12

(2) 氏名 ナショナル・ベンディング㈱つくば営業所

所長 飯塚 洋一

4 事案の概要

平成30年12月、桜学校給食センター施設内の自動販売機1台が、行政財産の目的外使用許可申請時につくば市及び上記相手方との間において錯誤があり、

当該申請及び使用料の納付がなされないままであったことが判明した。なおこの自動販売機の設置期日は、平成28年1月19日である。

## 5 和解の概要

- (1) 相手方は、つくば市に対し、金71,259円を支払う。
- (2) つくば市は、その余の請求を放棄する。
- (3) つくば市及び相手方は、本件に関し、本和解契約以外には、何らの債権債務のないことを確認する。